

津幡町被災事業者災害対策資金利子補給支援金

令和5年7月の豪雨災害で被害を受け

以下の機関より災害関係融資を実行された事業者に対し利子分を支援します

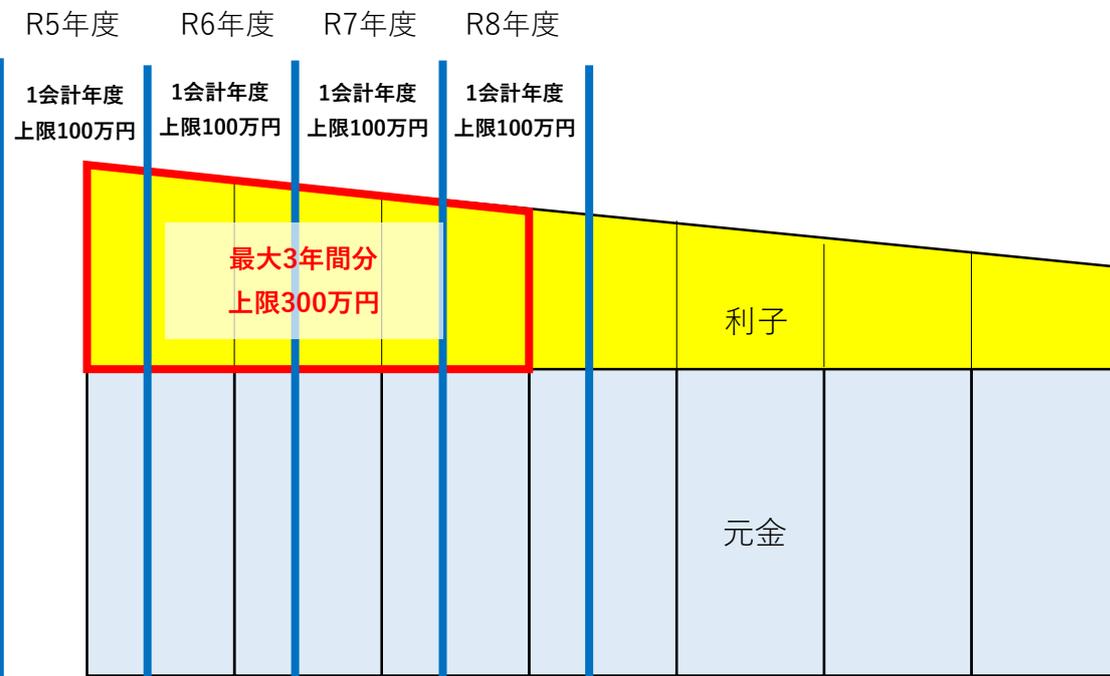
対象者 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業基盤整備機構
と、令和6年3月31日までに災害関係融資を直接契約を締結し、
融資が実行された中小企業者

補助率 利子分について 10/10

上限額 1事業者あたり、最大3年間分 上限300万円

※1会計年度ごとに申請。1会計年度の上限は100万円

支援金のイメージ



お問い合わせ先

津幡町役場 産業振興課

TEL 076-288-6704

FAX 076-288-6470

E-mail sangyou@town.tsubata.lg.jp

